

北、海津村までは幅員五米五に改良され、海津から七里半越の麓野口までは未改良のまゝだが、夫れから國境までは改良されてゐる。今津から南、大津までは既に改良計畫も定まつてゐて、近代構造に改良されたものが頗る多い。今の調子で行けば十一年度になれば完成する見込だと聞かされ、先き程の不平も取消したいやうな氣も起らないでは無かつた。併し此縣の道路改良計畫では施工地元の出損を前提とし、併かも夫れが任意的な行爲に委ねられてゐる結

果、工事が部分的に施行されて、立派な改良道路があるかと思へば直ぐ先に未改良道路があると言つた調子で、一貫して改良されないのは改良部分の効果を抑制する憾があつて心細い、何とか考へることが必要であらう。京津國道で京都に這入つて北國旅行も終つた、終りに私の旅に勤なからず御援助を忝ふした各位に深甚の敬意を表すると同時に、厄介になりながら無遠慮な批評を加へたことを謝する。

(完)

番 太 郎

長 谷 川 久 一

昔江戸市中の目欲しい南家では、日没後は物を賣るのに、縦八寸横五寸位の戸口の小窓から、客の顔を見得るだけにして、用を聞いたもので、決して大戸を開くことはしなかつた。尙ほ嚴重な戸縮り法としては、表戸の内側へ、二寸

角位で長さは凡そ二間半程の「カン貫」を、宵の口は上の方へ横に二本わたし、愈々戸縮りを充分にする時刻になれば、之を五本もよこたへてそれに一々輪かきがねをかけて、大戸が容易にはずれない様にしたものであつた。蓋し幕末に

際しては、江戸市中の物騒は一通りでなく、大きな商家などへは、大勢組んだ押込みがやつて來、巖洞提燈と云ふやつを携へ、皆覆面をして、芝居をつくりな扮装で、各自兎器を手にし、暗に御用金の名目を口實に、掠奪をすることが頻發したからであつて。神田鞍地河岸の横田と云ふ米問屋やら、同じく佐久間町三丁目の戸田屋と云ふ質屋やら、浪士態の者十數人に押込まれて、千兩箱を強奪されたと云ふ事件をよく記憶して居た故老も、先年までは生きて居た筈であつた。當時は町人でも劍術の一手位の心得のあつた者が少なくなかつたから、隨分之等の兇賊に立向つて、首尾よく追拂つたと云ふ例もあつたが、何しろ這入られないのが肝要と云ふので、夜中の要心を堅固にすると云ふ習慣であつた。武家屋敷の辻番に對して、商家街では、一町毎に木戸を設け、その傍に小さき番屋を作つて、番人を置いて居る。その番人の事を俗に番太郎と云ふので、番太郎は木戸の開閉の任を司り、冬から春へかけては、夜四ツ刻（午後十時）限り木戸を閉め切つて、それより以後は、只くぐ

りから通行せしめた。特別に注意を要する者が通行した時は、拍子木を打つて之を次の木戸に通知する規則であつた。夜分は一刻又は半刻毎に拍子木を打つて町内を廻り、その他半鐘、火の見杵、梯子等を備へ置いて、出火の節は警鐘を打つことを司つてゐた。かくの如くに公務を負擔するの一方、平時にあつては、地主家主等の小使をもなし、方一間位より一間半ばかりの小屋の中に、妻子共に住居して居て、駄菓子、子供の斷具、草履草鞋を賣り、冬期は燒芋を賣つてゐたものである。安政六年六月の町觸れを見ると、當時高輪の東禪寺は英國、麻布の善福寺は米國の公使館となつてゐて、其處に滯留する外人は散歩を許されてゐたら、往來で混雜を起した時には、なるだけ穩便に取鎮めて、最寄り出張の役人に通告する様、注意を加へて居る。且自身番に於て嚴重に見張りをし、各番屋にはかねて太鼓を用意致し置き、萬一異變の起りたる時は外國人附添ひの役人、又は町役人の指圖に従つて、怪しき者を取押ふべしと云ふ訓令になつてゐる。且つ外國人が買物をする時は、混雜せ

ぬ様注意し、又禁制品（日本の法律書、兵書、武家鑑、甲冑、刀劍類）を賣渡さざる様注意してある。番太郎もこうなつては仲々重要な國際警察といふ大切な役目を仰せつかつた譯となつたのである。元々專制的な中央集權的な幕府政治の中にも、五人組制度や、辻番自身番の制度の如きものは、全く自治的なもので、各々自分の住居地のことは、自分で始末をして、至極簡便に經費をも節減し、すべてを圓滑におさめて行くと云ふ、本當の自治行政の精神にかなつたものと云ふべきであらう。一方燒芋を賣りながら、他方では外國人警察を司ると云ふが如きは、制度の妙用と云ふべきで、他山の石となすことが出来るであらう。その身分上の責任の如きは、今日からは想像も及ばない重いもので、享保六年に筋違橋に捨兒があつたのを、管轄辻番人が、他の管轄へ持つて行つて捨てたと云ふことが露顯して、死罪に處せられたことなどがある。然し段々幕末に及んで、萬事が形式許りに流れ、「辻番は生きた親爺の捨處」と云ふ落首の様に、効果が少なくなつたから、遂に徳川幕府は滅

亡したのである。自身番の數は、都合で九百九十四個所あり、その外に辻番が九百十九個所あつたから、その總數の多いことは、當時の南北奉行所に於ける今日の所謂警官に匹敵すべきものゝ總數が著るしく少ないのに反比例してゐる。之によつて見れば當時の警備は動的でなくて、靜的であつたことが分る。況んや五人組制度の如きは、近所に起つたことは、お互連帶責任と云ふことから出發してゐる。番太郎が太鼓や拍子木で、次の番人や最寄の役人に異變を知らせると云ふことも、隣保相互監視と云ふ事を眼目としてゐるのである。そこに一見舊式な様に見えて、存外進歩發達せる自治精神が窺はれると云ふことを、特に大方に訴へて見たいと思つたのである。

— 九・九・一 —

× × × × ×